

2017年9月



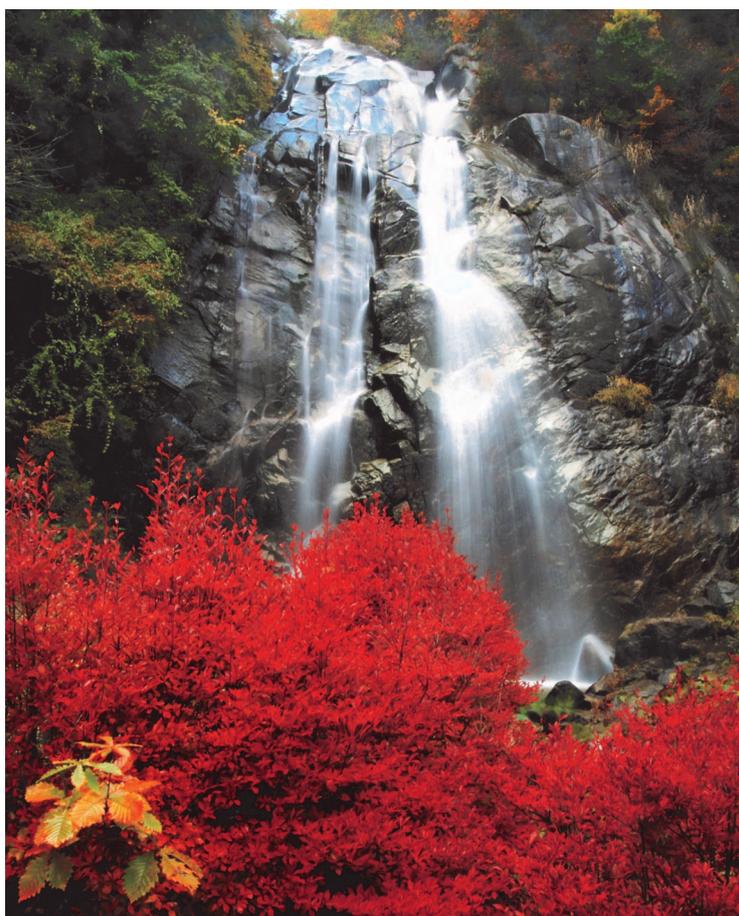
葵総合経営センターだより

特集

- セルフメディケーション税制と
医療費控除

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL http://www.aoi-cms.com/



「紅い燃ゆ不動滝」 上平医院 上平知子先生 撮影

目次

2	経営計画策定	8	「ワークフロー」って何？
3	セルフメディケーション税制と 医療費控除	9	民法改正（2）時効
6	定年再雇用時の労働条件②	10	（随想）国の指導者には厳しい目線を
7	ピレネーの地図 「センスメイキング理論」	11	康友会ゴルフ・税務労務
		12	ご案内

No.565

経営計画策定

センター代表 杉浦 康晴

お盆休み明けから雲の多い天気が続き、何となく夏の終わりをを感じるようになりました。今月はもう9月です。今年も残すところ、4ヵ月となりました。

今年初めに立てた目標は達成していますでしょうか。または自社の事業年度初めに立てた計画は順調に進んでいますでしょうか。

当センターは7月決算で8月より新しい事業年度に入りました。年度初めには毎年「中期経営計画キックオフ大会」を開催しています。1年間のビジョン等を発表し、目標に対してスタッフ全員が各々決意表明を行います。全職員の前での決意表明ですので気が引き締まる思いでのキックオフ大会です。

事業を「見える化」し、今後の経営戦略の道しるべとなる経営計画は大変重要であり有用です。経営改善、計画づくりに力を入れている企業は年々増加しています。

また中小企業白書では計画を立てている会社の方が利益率は高いという調査結果が紹介されています。利益率の高い会社の方が計画を作る余裕があるとも言えるため因果関係は何とも言えませんが、計画があることによって得られるメリットは多くあると思います。

まず計画を策定するにあたり、現状を俯瞰して課題を抽出することが重要です。そして問題点を拾い出し、目標を掲げ、その達成のためになすべきことを挙げ、担当者を中心に実行していく。この一連の流れを止めないためにも、達成状況をチェックしていく必要が

あります。計画通りに進捗しなかったとき、どんな原因があるのかを検証することは重要です。

また計画は最初から利益など数字ありきで損益を目標にすると、実現性が難しいものとなるでしょう。最初に行うべきことは「課題の抽出」であるということを忘れてはいけません。

「計画なんて意味がない」と考える経営者も少なくはありませんが、計画の重要性を説く専門家が多いのも事実です。必ずしも計画があるから会社がよくなるというわけではないですが、それが成長のきっかけになることは間違いありません。

先般より、何度となく書いておりますが「働き方改革」を進めていく中で、組織の目指す姿を確認することは大きなポイントです。会社が働き方を変える前に、必ず現状の棚卸が必要となってきます。

経営計画はそういった意味でも、大変有用なものです。今まで策定してこなかったという経営者の方にはこの機会に是非策定し、活用していただきたいと思います。経営改善につながったケースは多くあります。

今後ますます大きな問題となってくる事業の存続、承継をしていく上でも頭の中で策を練るのではなく、事業の「見える化」をし、健全で発展性のある経営をしていただきたいと思います。

セルフメディケーション税制と医療費控除

葵総合税理士法人 税務会計部 長谷川 直明

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制という言葉はご存知でしょうか。最近メディアや雑誌等でも頻繁に取り上げられている言葉であり、本誌でも以前に紹介したことがあります。簡単に言うと従来の医療費控除に替わる制度であり（但し、選択適用制）、所得控除の適用対象者も増加するとされています。

そんなセルフメディケーション税制ですが、すでに平成29年1月1日から適用期間が始まっています。平成29年分の確定申告に向けて、Q&A形式で詳細にみていきましょう。

Q1：セルフメディケーション税制とはどのような制度ですか。

健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品を購入した際に、その年中に支払った対価の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）について、所得から控除する新税制です。

Q2：適用対象者はどのような方になりますか。

概要では「健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」となっています。具体的には以下の取組を行った者とされています。

- ① 人間ドッグなどの健康診査
- ② 高齢者の肺炎球菌感染症及びインフルエンザの予防接種（任意接種も含む）など
- ③ 事業主健診といわれる定期的な健康診断
- ④ メタボ健診などの特定健康診査又は特定保健指導
- ⑤ 市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん検診など

なお、納税者本人（控除を受ける者）が上記の取組を行うことは要件とされていますが、生計を一にする配偶者その他の親族が取組を行うことは要件とはされていません。

Q3：対象となる医薬品（スイッチOTC医薬品）とはどんなものですか。

元来、医師によって処方される医療用医薬品（処方薬）から、薬局で購入できる市販薬に転換（スイッチ）された医薬品です。具体的には厚生労働省のホームページに掲載されているほか、対象医薬品のパッケージに税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

広く知られている医薬品名でいうと、「イブ」「ガスター10」「コルゲンコーワ」「パブロン」などが挙げられ、約1,500品目にのびります。

余談ですが、「OTC」とは、「Over The Counter」の略で、町の薬局のカウンター越しで売られる薬を意味します。



Q4：適用を受ける為にどんな書類の提出が必要ですか。

従来の医療費控除同様、医薬品等を購入したことを証するレシート、領収書が必要となります（但し、対象医薬品を特定できるものに限る）。店舗によって差はあるものの、対象商品の前に「★」のようなマークを付し、同税制の対象商品である旨をレシートに記載するよう求められています。

それに加え、前述した予防接種や定期健康診断など一定の取組の証明書類が必要となります。具体的には下記に示す通りです。

①健康診査	健康診査の結果通知表（写し可）
②予防接種	予防接種にかかる領収書（原本）又は予防接種済証
③定期健康診断	「定期健康診断」という名称又は「勤務先の名称」の記載がある定期健康診断にかかる結果通知表（写し可）
④特定健康診査	「特定健康診査」という名称又は「保険者名（協会けんぽ等）」の記載がある特定健康診査にかかる領収書（原本）又は結果通知表（写し可）
⑤がん検診	がん検診にかかる領収書（原本）又は結果通知表（写し可）

Q5：従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするのか、対象者ご自身で選択することになります。

従来の医療費控除は、（「支払った医療費の合計額」－「保険金などで補填される金額」）－10万円（又は所得×5%のいずれか少ない方）で算出された金額を所得控除することができる制度です。医療費が10万円を超えない場合や、所得金額200万円未満では「所得×

5%」なので、所得金額100万円でも医療費が5万円を超えない場合などは適用対象外となってしまいます。慢性疾患をかかえて恒常的に医療費がかかる納税者や、入院・手術を行い高額な医療費がかかった納税者以外はその適用が難しかったといえるでしょう。

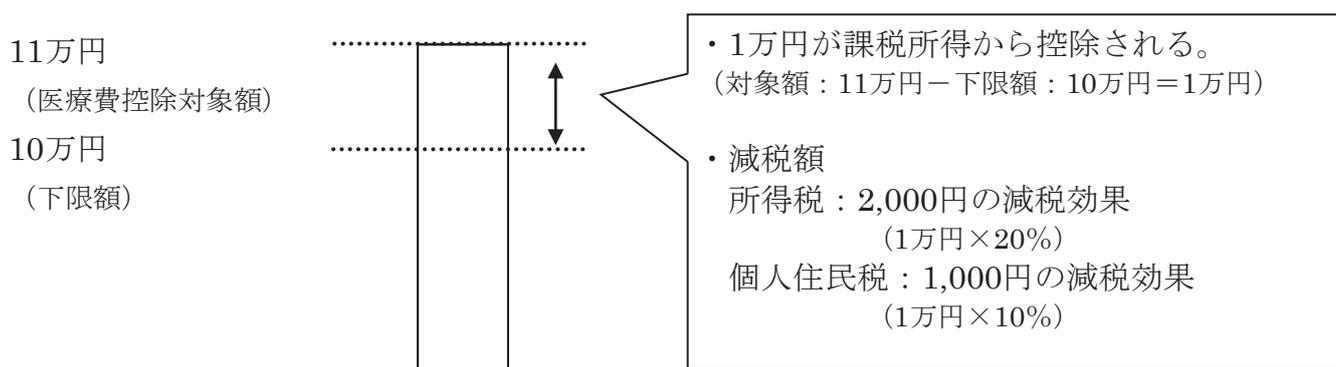
これに対して、セルフメディケーション税制では、一定の取組を行う納税者が市販のスイッチOTC医薬品を年間1万2千円超購入した場合、超える金額について8万8千円を限度に所得控除が可能となります。しかも自己と生計一親族の分まで含まれるため、毎月1千円超を購入している場合は適用対象となるでしょう。

Q6：具体的な計算方法はどのようになりますか。

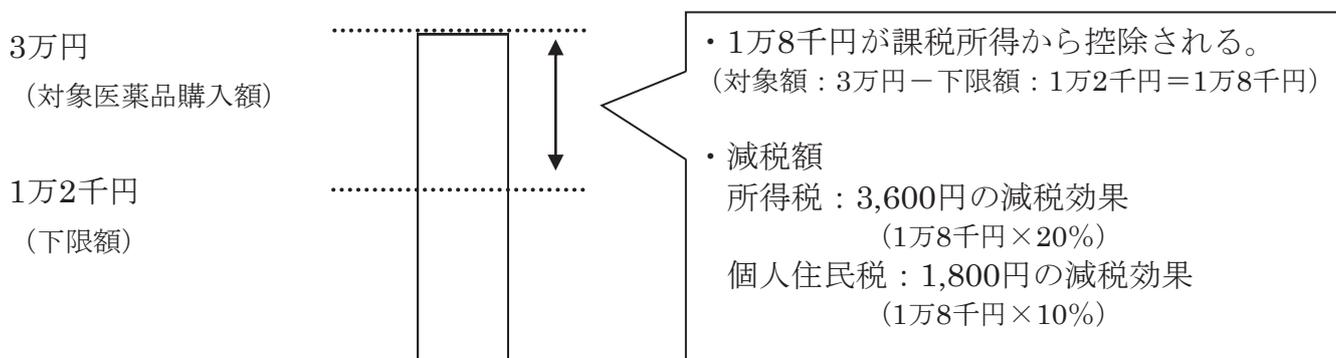
課税所得が400万円の納税者のケース

- ・病医院での医療費控除対象治療費 年間8万円
- ・ドラッグストア等での対象医薬品購入額 年間3万円

① 従来 of 医療費控除を選択した場合



② セルフメディケーション税制を選択した場合



上述のように、納税者の所得、医療費の金額により選択すべき制度が異なります。一度担当者にご相談ください。

(参考文献：週刊税務通信)

定年再雇用時の労働条件②

葵労務管理事務所 鶴田 僚

7月号に引き続き「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65歳未満の定年を定めている事業主が、継続雇用制度を導入し、65歳までの雇用を確保する場合の注意点について、Q&Aで紹介させていただきます。

Q4. 定年退職時の有給休暇の残日数は無くなりますか？

A4. いいえ、無くなりません。定年による退職者を引き続き再雇用した場合には、勤務が継続しているとみなされますので、継続勤務年数と有給休暇の残日数はどちらも再雇用後も有効なものとなります。ただし、退職と再雇用の間に雇用が断絶していると客観的にみなされる期間がある場合には、その限りではありません。

Q5. 再雇用で社会保険・雇用保険はどうなりますか？

A5. 再雇用後の労働条件により判断されます。社会保険の加入要件である「1月及び1週における所定労働日数、所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上」を満たしている場合には、社会保険の資格が継続となります。雇用保険の加入要件である「1週の所定労働時間が20時間以上」を満たしている場合には雇用保険の資格が継続となります。それぞれの条件を満たさない場合には、定年退職時をもって、個別に資格喪失の手続きをとることになります。

Q6. 社会保険・雇用保険の保険料に変更はありますか？

A6. 資格を継続した場合、退職前と同様の計算となります。但し、再雇用で賃金額が大幅に変動する場合には、定年再雇用時に社会保険について資格喪失・再取得をすることで、再雇用の月より社会保険料が変更になります。4月1日の時点で64歳以上である従業員については雇用保険料が免除になります。65歳に到達した従業員からは、誕生日の前日が含まれる月分以降の介護保険料の控除が不要となり、70歳に到達した従業員からは厚生年金保険料の控除が不要となります。

Q7. 賃金額が減ったことについて、何か補助はありますか？

A7. 条件によっては受けられる給付があります。60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者の方が被保険者であった期間が通算して5年以上ある場合、賃金が60歳時点での賃金額の75%未満になると、申請により「高年齢雇用継続基本給付金」が給付される場合があります。要件、手続きについては最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

定年を迎えた方を嘱託職員として雇うことは、その経験や技能の継承に繋がるものであり、法律で求められている以上に事業所にとってもメリットがあるのではないのでしょうか。